

## 萩市 I T ・ サテライトオフィス誘致推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、萩市 I T ・ サテライトオフィス誘致推進補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、本市に情報通信産業等を営む企業等（以下「企業等」という。）の立地を促進し、雇用の場づくりや移住の促進を図るとともに、多様な人材の交流を通じた地域の活力創出につなげ、集落活性化の新たなモデルを構築することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) デジタルコンテンツ業 デジタル技術を活用して、コンテンツ（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項に規定するコンテンツをいう。）を制作する事業をいう。
- (2) 事務処理センター事業 コンピューターと通信回線を利用して集約的に顧客サービス等を行う業務のうち、主として事務処理に係る業務を行う事業をいう。
- (3) サテライトオフィス 次のアからカのいずれかに該当する業務を主として行う事務所をいう。
  - ア 本社機能の一部（総務部門等）を行う業務
  - イ 情報等システムの開発・運営・管理、プログラム等を行う業務
  - ウ 各種設計、デザイン、編集等を行う業務
  - エ インターネットを活用した業務（eビジネス、eラーニング等）
  - オ 新製品の研究開発等を行う業務
  - カ アからオに掲げる業務のほか、市長が認める業務

(交付の対象及び補助率等)

第4条 市は、別表1に定める補助要件を満たす事業実施主体が行う同表1に掲げる事業であって、他の補助事業が適用されない経費につき、当該補助主体に対し補助することができる。

2 市は、市内にサテライトオフィスを開設する場合においては、別表2に定める補助要件を満たす事業実施主体が行う同表2に掲げる事業であって、他の補助事業が適用されない経費につき、当該補助主体に対し補助することができる。ただし、前項の規定を適用する場合を除く。

3 補助金の交付の対象となる経費の区分及び補助率等は、別表1及び別表2に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 前条の規定による補助金の交付を申請しようとする企業等は、別に定める日までに補助金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請を行うにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、

消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請書を提出しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

#### (補助金等の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、決定事項及び交付金額を補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、適当でないとき、補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)によりそれぞれ通知する。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項を修正して補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 4 市長は、第1項の規定に基づく交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請書が提出されたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方交付税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 5 市長は、前条第2項ただし書による交付申請書が提出されたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

#### (補助事業の変更等に係る承認の申請)

第7条 前条の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた企業等(以下「補助事業者」という。)は、計画書の内容に次に掲げる変更を加えようとするときは、あらかじめ、計画変更承認申請書(別記第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更のいずれにも該当しない軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助金の額の変更を伴う事業費の変更又は事業費の10分の2以上に及ぶ変更
  - (2) 事業の施行地の変更
  - (3) 施設の主要構造又は主要機能の大幅な変更
  - (4) その他計画の内容の大幅な変更
- 2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止(廃止)承認申請書(別記第5号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

#### (申請の取下げ)

第8条 補助金の交付の申請をした者は、第6条の規定による通知を受けた場合におい

て、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から20日以内(市長が別に期間を定めたときは、その期間内)に申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 市長は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき又は補助事業等を遂行することができなくなったとき(補助事業者等の責めに帰すべき事情による場合を除く。)は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費について、補助金等を交付することができる。
  - (1) 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
  - (2) 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。)は、補助事業を完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書(別記第6号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項に規定された実績報告書の提出を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して提出しなければならない。

(是正のための措置)

第11条 市長は、第10条の実績報告書の提出があった場合において、当該補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者等に対し、これに適合させるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 第10条の規定は、補助事業者等が前項の規定により命ぜられた措置の実施を完了した場合について準用する。

(決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途へ使用したとき。

- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱又はこの要綱の規定に基づく処分に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 第6条の規定は、第1項の場合について準用する。

(補助金の額の確定等)

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査の上、当該補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(別記第7号様式)により当該補助事業者等に通知する。

(補助金の交付)

- 第14条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、市長が必要があると認める場合は、概算払いにより交付をすることができる。
- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、精算(概算)払請求書(別記第8号様式)を市長に提出しなければならない。
  - 3 市長は前項の規定による精算(概算)払請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付する。

(補助金の返還)

- 第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者等に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払により交付されているときは、当該補助事業者等に対し、期限を定めて、その超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。
  - 3 補助事業者は、補助事業終了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに報告書(別記第9号様式)を市長に提出しなければならない。
  - 4 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の承認)

第16条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 取得価格又は効用の増加した額が1台につき50万円以上の機械及び器具(補助

金等の交付の目的を達成する上で特に必要がないと認められるものを除く。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者等は、次に掲げる場合には、同項の承認を受けることを要しない。

(1) 補助事業者等が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合

(2) 当該財産の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数をいう。)の期間(市長が別に期間を定めたときは、その期間)を経過した場合

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月2日から施行する。

別表 1 （第 4 条関係）

【補助要件】

- ・日本標準産業分類表（平成 2 5 年総務省告示第 4 0 5 号）に掲げるソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業、広告代理業、デザイン業及び自然科学研究所並びにデジタルコンテンツ業及び事務処理センター事業の用に供する事業所等を新たに市内に開設すること。
- ・開設決定の日（市と企業等の間に開設に関する協定等が締結された日）から操業開始までの間に、新規に従業員（雇用保険法（昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号）の被保険者になっている者に限る。）を 5 人以上雇用すること。（他事務所からの配置転換を含む。ただし、市内事業所全体で 5 人以上増加していること。）
- ・新規に従業員について、操業開始後 1 年間の雇用実績を有すること。

【対象経費・補助率等】

区分	補助対象経費	補助率	事業実施主体	補助限度額	適用期間等	備考
各種使用料・賃借料	通信回線使用料及び不動産賃借料	1/2 以内 ※1	企業等	上限 年 2,500 万円	操業開始から 3 年以内	
雇用成	新規地元雇用者増に対する助成	定額 30 万円/人 ※1	企業等	上限なし 新規雇用従業員数 × 30 万円	創業開始から 3 年以内 1 人当たり 1 回限り	1 年間の雇用実績を有し、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の被保険者になっている者に限る。
施設改修経費	・通信回線の改修 ・建屋等の改修 等	1/2 以内	企業等	上限 500 万円	開設決定から 本格操業開始 半年以内	

※ 1 市が負担した対象経費の内、1/2 を「山口県 I T ・サテライトオフィス誘致推進補助金交付要綱」に基づいて県に請求する。

別表 2 (第 4 条関係)

【補助要件】

- ・市外の企業等が、本拠とは別に市内へサテライトオフィスを開設すること。
- ・企業等のサテライトオフィス開設に向けて、萩市に進出する企業等（申請時点において、1年以上同種の事業等を営んでいる者）が実施する取組であること。
- ・企業等は、市内に常駐し、引き続き従前の事業活動を5年以上行うこと。
- ・企業等が個人事業者の場合は、過去3年間の平均年間所得が600万円以上であるか、その所得が見込まれること。
- ・対象経費について重複して、他の補助金を受けていないこと。

【対象経費・補助率等】

区分	補助対象経費	補助率	事業実施主体	補助限度額	適用期間等	備考 (補助要件等)
各種使用料・賃借料	通信回線使用料	2/3 以内 ※1	企業等	上限 年 2,000 千円	操業開始から 3年以内	
	不動産賃借料（家賃・駐車場等）			上限 年 1,200 千円		
施設改修経費	・通信回線の改修 ・建屋等の改修 等	2/3 以内 ※1	企業等	上限 20,000 千円 下限 2,000 千円	開設決定から 本格操業開始 半年以内	

※1 市が負担した対象経費の内、1/2 を「山口県 I T ・サテライトオフィス誘致推進補助金交付要綱」に基づいて県に請求する。

別記

第1号様式（第5条関係）

## 萩市IT・サテライトオフィス誘致推進補助金交付申請書

年 月 日

萩市長 へ

申請者 (企業等名)  
(企業等住所)  
(代表者氏名)

年度において萩市IT・サテライトオフィス誘致推進補助金に係る事業を実施したいので萩市IT・サテライトオフィス誘致推進補助金交付要綱第5条の規定により、下記により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 事業計画書
- (2) 所要額調書
- (3) その他市長が必要と認める書類

担当者連絡先

所属・職名			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			



(別紙1)

### 年度別事業計画表

(単位：円)

年度	事業内容	事業費	事業費負担区分		
			県費	市町費	その他 (企業等)
年度		通信回線 使用料			
		不動産 賃借料			
		施設改修 経費			
		計			
年度		通信回線 使用料			
		不動産 賃借料			
		施設改修 経費			
		計			
年度		通信回線 使用料			
		不動産 賃借料			
		施設改修 経費			
		計			
年度		通信回線 使用料			
		不動産 賃借料			
		施設改修 経費			
		計			
計		通信回線 使用料			
		不動産 賃借料			
		施設改修 経費			
		計			

# 1 事業計画書・事業実績書

## (1) 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
代 表 者	
本 社 所 在 地	
支 店 等	
設 立 年 月	
業 種 等	
従 業 員 数	
売 上 高	

## (2) 事業計画の概要

事 業 名	
施 行 地	
区 分	通信回線使用料 ・ 不動産賃借料 ・ 施設改修経費 ・ 雇用助成
事 業 内 容	
進出協定年月日	年 月 日
開設年月日	年 月 日
事業期間	(着手) 年 月 日～(完了) 年 月 日

※注 計画書には、年度別事業計画表（別紙1）及び事業費積算資料等を添付すること。

## 1 事業計画書・事業実績書

## (1) 進出企業等の概要

企業等名称	
代表者	
本社所在地	
支店等	
設立年月	
業種等	
従業員数	
売上高	

## (2) 事業計画の概要

事業名	
施行地	
事業目的	
事業内容	
期待される効果	
今後の展開 又は発展性	
進出協定年月日	年 月 日
開設年月日	年 月 日
事業期間	(着手) 年 月 日 ~ (完了) 年 月 日

※注 計画書には、年度別事業計画表（別紙1）及び位置図、施設等平面図、現地写真、事業費積算資料等を添付すること。

## 2 所要額（変更）調書・精算額調書

### 【通信回線使用・不動産賃借料】

(単位：円)

区 分	事業に要した経費 ①	補助対象経費 ②	補助率 ③	補助額 ④	上限額 ⑤	補助選定額 ⑥
通信回線 使用料						
不動産 賃借料						
計						

※注1 補助選定額(⑥)は補助額(④)と上限額(⑤)を比較して、低い額を記入すること。

2 別表1に定める補助事業の場合は、上限額(⑤)及び補助選定額(⑥)については、計欄のみを記入すること。

### 【従業員新規雇用】

(単位：円)

区 分	新規雇用人数 ⑦	単価 ⑧	補助対象経費 ⑨(=⑦×⑧)	補助額 ⑩(=⑨)
市内居住者	人			
市外居住者	人	/	/	/
計				

### 【施設改修経費】

(単位：円)

区 分	事業に要した経費 ⑪	補助対象経費 ⑫	補助率 ⑬	補助額 ⑭	上限額 ⑮	補助選定額 ⑯
施設改修 経費						
計						

※注1 補助選定額(⑯)は補助額(⑭)と上限額(⑮)を比較して、低い額を記入すること。

### 【補助金額合計】

(単位：円)

補助金額 合計 ⑰(=⑥+⑩+⑯)

第2号様式（第6条関係）

## 萩市IT・サテライトオフィス誘致推進補助金交付決定通知書

第 年 月 日

様

萩市長

年 月 日付で申請のあった萩市IT・サテライトオフィス誘致推進補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、萩市IT・サテライトオフィス誘致推進補助金交付要綱第6条の規定により、通知します。

### 記

1 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 交付決定の内容  
申請された事業のうち対象となるもの

申請された事業のうち対象とならないもの

その他

3 補助事業の実施期間

4 交付の条件

第3号様式（第6条関係）

## 萩市IT・サテライトオフィス誘致推進補助金不交付決定通知書

第 年 月 号  
年 月 日

様

萩市長

年 月 日付けで申請のあった萩市IT・サテライトオフィス誘致推進補助金については、下記の理由により不交付とすることに決定したので、萩市IT・サテライトオフィス誘致推進補助金交付要綱第6条の規定により、通知します。

記

不交付の理由

## 萩市IT・サテライトオフィス誘致推進計画変更承認申請書

第 年 月 日

萩市長 へ

申請者 (企業等名)  
(企業等住所)  
(代表者氏名)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定の通知があった事業について、下記のとおり事業計画を変更したいので、承認されるよう申請します。

### 記

1 事業名

2 変更申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

《内訳》

(1) 既交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円  
(2) 差引所要額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 事業計画の変更の理由

4 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 所要額変更調書
- (3) その他市長が必要と認める書類

所属・職名			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

第5号様式（第7条関係）

## 萩市IT・サテライトオフィス誘致推進事業中止（廃止）承認申請書

第 年 月 日

萩市長 へ

申請者 (企業等名)  
(企業等住所)  
(代表者氏名)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定の通知があった事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

### 記

- 1 事業名
- 2 事業施行地
- 3 事業の中止（廃止）の理由
- 4 事業の中止（廃止）後の措置

所属・職名			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			



## 萩市IT・サテライトオフィス誘致推進事業実績報告書

第 年 月 日

萩市長 へ

申請者 (企業等名)  
(企業等住所)  
(代表者氏名)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定の通知があった事業を完了したので、下記の関係書類を添えて報告します。

### 記

1 実績額 金 \_\_\_\_\_ 円

《内訳》

(1) 要補助額 金 \_\_\_\_\_ 円

(2) 既交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

(3) 超過交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 関係書類

- (1) 事業実績書
- (2) 精算額調書
- (3) 当該年度の歳入歳出予算がわかる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

添付書類（以下のうち該当する書類を添付）

- ア 契約書（変更契約書を含む）又は請書の写し
- イ 完了検査調書の写し
- ウ 実施状況写真又は完成写真
- エ 請求書、領収書等の写し

所属・職名			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

第7号様式（第13条関係）

## 萩市IT・サテライトオフィス誘致推進補助金交付額確定通知書

第 年 月 日  
年 月 日

様

萩市長

年 月 日付けで実績報告のあった萩市IT・サテライトオフィス誘致推進事業については、萩市IT・サテライトオフィス誘致推進補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

記

1 補助金確定額 \_\_\_\_\_ 円

萩市IT・サテライトオフィス誘致推進補助金精算（概算）払請求書

第 年 月 日 号

萩 市 長 あて

申請者 (企業等名)  
(企業等住所)  
(代表者氏名)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定の通知があった事業について、下記のとおり補助金を交付されるよう請求します。

記

請求金額 金 円

概算払・精算払の別	
交付決定額	円
確定額	円
既交付額	円
今回請求額	円
差引残額	円

※概算払請求の場合は、請求額内訳書及び領収書等の写しを添付すること。

振込先

振込銀行			
口座区分		口座番号	
口座名	(フリガナ)		

所属・職名			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

## 消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

第 年 月 号  
日

萩 市 長 あて

申請者 (企業等名)  
(企業等住所)  
(代表者氏名)

萩市IT・サテライトオフィス誘致推進補助金交付要綱第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

### 記

- 1 補助金確定額（市長が確定通知書により通知した額） \_\_\_\_\_ 円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 消費税及び地方消費税の額確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 補助金返還相当額 \_\_\_\_\_ 円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。